

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第28号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(職員等の配置)</p> <p>第2条 認定こども園に置いておかなければならない職員（子どもの教育及び保育に従事する者をいう。以下同じ。）の数は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる子どもの区分ごとに、同表の右欄に掲げる割合によって算定した人数を合計した人数以上であること。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td><td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td></tr><tr><td>満4歳以上の子ども</td><td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td></tr></tbody></table> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	(略)		満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人	満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人	<p>(職員等の配置)</p> <p>第2条 認定こども園に置いておかなければならない職員（子どもの教育及び保育に従事する者をいう。以下同じ。）の数は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる子どもの区分ごとに、同表の右欄に掲げる割合によって算定した人数を合計した人数以上であること。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td><td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td></tr><tr><td>満4歳以上の子ども</td><td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td></tr></tbody></table> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	(略)		満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人	満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人
(略)													
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人												
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人												
(略)													
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人												
満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 子どもの教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第2条第1項第1号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。